

一重陽之御禮有之花色小袖麻上下

〔幕朝年中行事歌合〕廿五番 右 九月更衣

咲菊の花の籬のきせわたを人のうへにもけふやかさねむ略○中

更衣は九月朔日より、裕のきぬに更る也、また九日には綿入小袖にあらたむ、束帶及びすべて
のそう束は、四月朔日より九月晦日迄、夏のをを用ひ、十月朔日より三月つもごりまで、冬のをを用
ふる也、

〔日次紀事九月〕一日自今日至九日武家、九日 菊酒今日良賤著

〔日本歳時記九月〕朔日、今日より八日まで、裕衣を著、九日略○中 國俗、今日より絮衣を著、十日、國

俗、今日より足衣をはく、三月晦日に至て終る、但いにしへより定れる禮式にはあらず、

〔東都歳事記九月〕朔日、今日より八日迄、諸人裕衣を著す、九日、良賤、今日より絮衣を著す、

〔小野宮年中行事十月〕同日○朔 掃部寮撤夏御座、供冬御座事、

〔東宮年中行事十月〕一日、御ころもがへの事、そのぎ四月にみえたり、たふしかべしろをか、又

でむ上にゐぎのばむをとりて、火びつをすべたり、又大ばん所にも、火びつをたてまつる、

〔蓬萊抄十月〕朔日、更衣事、其儀、同四月、抑於宿衣者、藏人頭著冬直衣、後、非職雲客改之、貫首二人之

内、雖一人相改之後、無憚著用之、而近代、兩貫首被著之後、非職雲客所著用也、十月以後、著直衣以前、

夏宿袍、同奴袴用之、又稱紫苑色、自去月晦日、用冬指貫也、夏袍雖用冬指貫、冬袍不著用夏指貫也、當

初或雲客十一月一日、著冬直衣云々、是准公卿歟、衆人斷腸、一身招耻云々、此事能可用心也、

〔夕拜備急至要抄十月〕一日、改御裝束同夏季、但壁

〔建武年中行事〕十月一日、御衣がへ、ひら座、四月におなじ、

〔公事根源十月〕旬

朔日

十月更衣